

## 被保護者調査【月次調査】調査要綱

### 1 目 的

この調査は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（以下、「被保護世帯」という。）及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

前月1か月間（以下、「調査対象月」という。）

### 3 調査客体

この調査の客体は、都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所とする。

### 4 調査事項

調査事項は、被保護者調査【月次調査】調査票 第1表から第13表（以下、「月次調査票」という。）の事項とする。

### 5 調査方法

- （1）都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所が LGWAN を経由し、生活保護業務データシステムインターフェース仕様書月別概要データに掲げる事項を CSV ファイルの登録又は画面入力により提出する。
- （2）都道府県・指定都市・中核市本庁は、福祉事務所から提出された月次調査票の内容について、調査対象月の翌月20日までに確認処理をする。

### 6 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。